

基安発 0818 第 2 号
平成 27 年 8 月 18 日

(別記) 関係団体の長 あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府が、平成 25 年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略」のロードマップにおいて「健診受診率の向上」が目標として掲げられたこと等により、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、平成 27 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 1 号「平成 27 年度（第 66 回）全国労働衛生週間の実施について」によりお知らせしたところですが、特に本年度の強化月間の取組については、別添のとおり実施すべく都道府県労働局あて通知していますので、趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、関係機関等を通じた事業場に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

<別記>

中央労働災害防止協会会長

建設業労働災害防止協会会長

林業・木材製造業労働災害防止協会会長

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長

港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会会長

公益社団法人日本医師会会長

公益社団法人全国労働衛生団体連合会会長

公益財団法人産業医学振興財団理事長

基安発 0818 第 3 号
平成 27 年 8 月 18 日

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府が、平成 25 年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略」のロードマップにおいて「健診受診率の向上」が目標として掲げられたこと等により、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

本年度の全国労働衛生週間の実施については、平成 27 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 1 号「平成 27 年度（第 66 回）全国労働衛生週間の実施について」によりお知らせしたところですが、特に本年度の強化月間の取組については、別添のとおり実施すべく都道府県労働局あて通知していますので、趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、産業保健総合支援センター及び地域窓口（地域産業保健センター）を通じた事業者への支援や周知について、特段の御協力、御配慮をお願いいたします。

基安発 0818 第 4 号
平成 27 年 8 月 18 日

(別記) 労働者派遣関係事業者団体の長 あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府が、平成 25 年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略」のロードマップにおいて「健診受診率の向上」が目標として掲げられたこと等により、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」（以下「強化月間」という。）と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

特に本年度の強化月間の取組については、別添のとおり実施すべく都道府県労働局あて通知していますので、特に記の 1 の（3）のイについて御留意いただき、趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、派遣事業者への周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。

<別記>

一般社団法人日本人材派遣協会会長

一般社団法人日本生産技能労務協会会長